

外国人と日本人とが、ともに豊かに生きる地域社会を!

ハロー フレンズ

ファイセック

FICEC

発行

ふじみの国際交流センター
Fujimino International Cultural Exchange Center

2010年 2月号 (隔月刊) 第107号

日本語教室で「年越しそば」体験

そば粉から、蕎麦打ち、そして長い蕎麦を食べて
長寿の願い。みんな長生きして楽しみましょう。

毎週木曜日にふじみの国際交流センターで開催されている日本語教室では、ときどき、日本の伝統行事である、ひな祭りや、七夕などの体験が行われていますが、昨年12月17日には「年越しそば」を体験しました。そば粉をこねて、蕎麦打ち、蕎麦切りをして食べるというもの。日本人スタッフと、外国籍の受講者がいっしょになって楽しみました。



人身売買の“要監視国”ニッポン

性風俗産業ばかりでなく、労働現場でも 外国籍市民や日本人が被害者になっている

まず最初にクイズを出しましょう。

「は、強制労働や商業的な性的搾取のために売買される男女や子どもの目的国および通過国のひとつとなっている。東アジア、東南アジア、東欧、ロシア、および中南米の女性や子どもが、商業的な性的搾取のためにに売買されてきており、中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、その他のアジア諸国からの移住労働者は男女共に、時として、強制労働の被害者になることがある」

これは、アメリカ国務省人身売買対策監視室が2009年6月16日に発表した「2009年人身売買報告書」の一節だが、この「」というのはどこの国のことでしょうか。

読者には、もうおわかりのことと思うが、答えは「日本」。「人身売買」というと「奴隷」という言葉を想起させて、きわめて前近代的でおどろおどろしい（不気味で恐ろしい）響きのある言葉だが、日本は実はアメリカや国連などの人権擁護部局からたびたび「人身売買への対策がきわめて不十分」と指摘されるなど、「人身売買の要監視国」の一つとされている。

「人身売買」は、日本の官庁用語では「人身取引」とも言われるが、「搾取の目的で、暴力、誘拐、詐欺、権力の乱用、脆弱な立場に乗ずるなどの手段を用いて、人を獲得、輸送、引渡し、蔵匿、収受すること」（国際的組織犯罪防止国連条約人身取引議定書の要約）と定義されている。要するに、人を暴力など強制力を使ったりだましたりして自由を奪い、搾取のために売買、取引すること。被害者の同意の有無を問わず、拘束されている状態であれば、人身売買に当たるとされている。

こうした人身売買は、1980年代になって急激に

国際問題としてクローズアップされるようになった。国際的な交流・交通の活発化によって、性的搾取、強制労働、臓器摘出など、さまざまな目的の人身売買が国をまたいで行われるようになったからだ。人身売買は重大な人権侵害であり、国の根幹をゆるがしかねない問題。こうした犯罪による収益が国際的な犯罪組織の大きな資金源になっていることから、国際機関や各国政府、NGOなどによる防止、被害者救済の取り組みが行われている。

人身売買について、 諸外国から多数の勧告

日本での人身売買は、性的産業と密接に結びついている。古くは、戦後まであった公娼宿は、いわば人身売買と強制的な売春が組み合わさったものだ。さすがにこれは、1956年の売春防止法によって廃止されたが、1970年代にはアジア各地への「買春ツアー」が国際的な批判を浴びた。そして、1980年代になると、反対にアジア各国から女性を連れてきて性的サービスが行われるようになる。当時、「ジャパゆきさん」などといった言葉も生まれ、きわめて多数の外国人女性が性風俗店などで働かされていることが明らかになった。

このような日本の状況に対して、国際社会からはたびたび非難表明が行われていたが、そのことは意外に日本人には知らされないままだった。どのような指摘がなされていたかをまとめたのが、次ページの表だ。

こうした指摘や勧告に大きな役割を果たしたのがアメリカ。同国では、1910年代から、「非自発的苦役の禁止」「移住、季節的労働者保護」「性

日本の人身売買対策に関する国際社会からの批判・勧告

産業規制」といった形で人身売買対策が取られていたが、より効果的、統一的な対策をとるために成立したのが「2000年人身取引被害者保護法」。ここでは、「予防」「取り締まり」「被害者保護」の観点でさまざまな規定が設けられたが、世界各国での人身売買対策の現状についてまとめた年次報告書を公表することも盛り込まれた。報告書では国ごとの対策について「第1分類：人身売買根絶の努力基準を満たしている国」「第2分

1994年2月	国連女子差別撤廃委員会の最終見解	日本政府の報告に、他のアジア諸国からの女性に対する性的搾取等に関する問題が真剣に反映されていないことにつき失望の意を表明し、「商業的性的搾取」または「移民女性の売買」について、「具体的かつ効果的措置をとること」を勧告。
1998年11月	国連自由権規約委員会の最終見解	「風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律」(昭和23年法律第122号)の改正にもかかわらず、依然として「女性の不正取引」が存在し、被害女性の保護が不十分であることに懸念を表明。
2000年	人権NGO「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」の報告書	日本の法制度につき、加害者処分が不十分であること、不法滞在者であるという側面をもって、被害者をもつばら犯罪者として取り扱っていること等を批判するとともに、人身取引に特化した政策が政府になく、警察官や入管職員がこの問題に無関心であると指摘。
2001年	アメリカ国務省第1回人身取引報告書	日本は「第2階層」(全3階層の中位)と格付けされた。以後、2003年まで同様。
2003年8月	国連女子差別撤廃委員会の最終見解	日本政府の第5回報告書を審査した最終見解で、人身取引の問題の広がりについて情報が不十分であること、現行法下では加害者の処罰が寛大すぎることに懸念を示し、人身取引と戦うための取り組みを強化するよう勧告。
2004年6月	アメリカ国務省2004年人身取引報告書	日本は第2階層にとどまったが、「監視リスト」に掲載された(第2階層監視リスト)。
2004年	ILO駐日事務所が報告書を発表	日本における性的搾取を目的とする人身取引について、2003年後半から2004年3月にかけて実施した調査の結果をまとめた報告書。実態を明らかにし、最近の日本政府の取り組みを評価しつつ、さらなる積極的な取り組みを促す。

「日本における人身取引対策の現状と課題」(国立国会図書館「調査と情報」第485号)より

類：基準を満たすために努力している国」「第2分類監視リスト：努力しているがさらに努力が必要な国」「第3分類：最低の基準も満たしていない国」に分けて、2001年以降、毎年公表されている。こうした各国の政策を評価して公表することは、いわば内政干渉にも相当することだが、前述のように人身売買は国際的なネットワークにより行われていることから、1国だけの対策では限界がある。そこで、各国政府の対策を促すために設けられたものだ。

では、日本はこの報告書でどのような位置づけにあるかということ、2001～2003年版では第2分類。そして、2004年版では第2分類監視リストに入るようになった。この分類は、第3分類に限りなく近いというもの。その後、日本ではさまざまな対策が取られることになり、2005年から現在まで第2分類に位置づけされている。

日本での対策は 2005年ごろから

日本での人身売買への本格的な対策は、2005年から始まった。前述の2004年版報告書が公表された翌年だ。まず、2004年12月、政府の「人身取引対策行動計画」が策定される。人身売買への対策は、罰則の強化はもちろんだが、入国管理、風俗営業への対策、被害者の保護など、多岐にわたる内容になることから、関係する省庁横断で対策を総まとめたものだ。

まず、法律的な大きな変化としては、2005年6月、刑法に「人身売買罪」が新設されたこと。それまで、日本の法律には、人身売買を直接的に禁止する法律はなかったことから、摘発については暴力団対策法、組織的犯罪処罰法、

日本における「人身取引」検挙件数の推移

	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年
検挙件数	64	44	51	79	81	72	40	36
検挙人員	40	28	41	58	83	78	41	33
被害者総数	65	55	83	77	117	58	43	36
うちタイ	39	40	21	48	21	3	4	18
うちフィリピン	12	2		13	40	30	22	7

警察庁調べ

売春防止法、風俗営業法、児童買春・児童ポルノ防止法、労働基準法、入管法、刑法の逮捕監禁罪、強制わいせつ罪など、さまざまな在来法を適用する形で行われてきた。その摘発件数は上の表のとおりだが、2005年以降は、これらの法律に加え、人身売買罪も適用されることになった。

さらに、入管法の関係で「興行」ビザによる入国基準の見直しが行われたことも、大きな変化の一つ。興行ビザは、「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動」に携わることを条件に発行されているものだが、発行条件の一つとして「外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公私の機関が認定した資格を有すること」という項目があった。これにより1990年代には、ことにフィリピンからの入国者数が急増していた。かねてから、この興行ビザは、外国人女性を性風俗店などで働かせるための隠れみものになっていると指摘されていたが、2005年2月、入管法にかかわる法務省令が改正され、上記の条項が削除された。それ以後、興行ビザによる入国者数は急減。その推移は、次ページのグラフのとおりだが、2004年に13万人以上もあったこのビザでの入国者数が、2006年には、5万人以下にまで減少している。

行動計画では、もちろん、上記以外にも「被害者、ブローカーの実態把握」であるとか、「出入国管理の強化」「不正就労防止」「被害者の保護」「被害者の帰国支援」「社会的な啓発・広報活動」といった内容の施策が盛り込まれている。ことに被害者の保護という点では、各都道

府県にある婦人相談所や民間シェルターでの保護、カウンセリング、さらには被害者の残留資格についての弾力的な運用といった点も盛り込まれた。

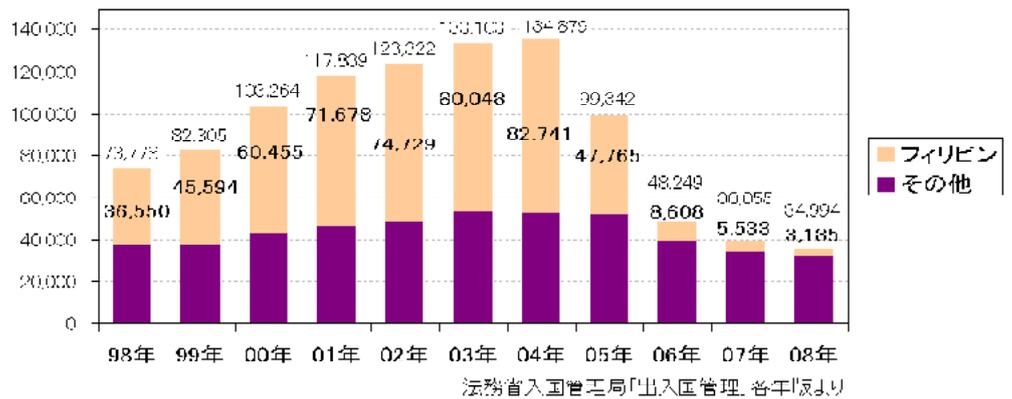
まだまだ不足している 撲滅のための対策

さて、こうした「人身取引行動計画」でうたわれたさまざまな施策によって、日本における人身売買問題に解消の方向が見えたかという、決してそうではない。前出の「人身取引検挙件数」では、2004～2006年の検挙件数は70～80件となっているが、ILO（国際労働機関）担当者は、この時期、日本国内で性的サービスを強要されている外国人女性は10万人を超えるとも推定しており（「人身売買大国ニッポンの闇」ニュースウィーク日本版2005年3月23日号）、実態に比べて検挙件数があまりにも少なすぎるという声も高い。

そして、アメリカの「人身売買報告書」2009年版では、「日本政府の対策はきわめて不十分」と指摘している。その中では、「多数の日本人女性や少女も性目的の人身売買被害者として報告されている。過去1年間に、多数のパラグアイ人の子どもが、強制労働目的で日本に売買された。人身売買業者は、時に借金を利用して、日本の巨大な性風俗産業で移住者に売春を強要する。外国人、日本人ともに、最初は自発的に性風俗産業に入るが、結局は不本意な隷属状態に置かれた被害者になってしまう女性が多い。売買された女性たちは、厳しい経済的支配を受

身近で起きている外国籍市民の状況

在留資格「興行」による新規入国者数の推移



けるだけでなく、助けを求めたり逃げることができないように、肉体的・精神的で威圧され、あるいは暴力を受けることもある」と、日本の実情として報告している。

さらに、報告書では、性目的での人身売買とともに、労働目的の人身売買にも言及、「日本政府は、人身売買撲滅のための最低基準を十分に満たしていないが、満たすべく著しく努力している。性目的での人身売買で2008年に起訴された件数は増えているが、有罪判決を受けた人身売買の犯罪者の大半は執行猶予となった。日本はまだ、労働搾取目的の人身売買の問題に効果的に対処していない。政府による被害者認知の取り組みは、依然として不十分である」としている。

「G7」というと、いちおう世界での「先進国」と

されており、日本も入っているが、G7の中でアメリカの報告書で第1分類に入っていないのは日本だけ。お隣の韓国は、2001年の第1回報告書でいきなり第3分類に位置づけされたが、その後、急速に対策をとり、2002年以降、第1分類となっている。

もちろん、アメリカの報告書が絶対の基準とはいえないし、まして第1分類に入ったからといって、その国で人身売買が根絶されたというわけではないものの、諸外国と比較して日本の状況を考えたときの重要な材料にはなる。

人身売買は、外国人だけでなく日本人も被害にあっているし、さらに性産業だけでなく、労働現場でも被害が広がっている。われわれも大きな関心を持って、この問題に向き合う必要があると思う。（取材・文：内藤忍）

参考文献（2010年1月末現在のアドレス）

人身取引議定書

http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/gaiko/treaty/treaty162_1.html

人身売買報告書 日本語抄訳（アメリカ国務省人身売買監視対策室）

2004年版：<http://tokyo.usembassy.gov/j/p/tpj-j20040615-50.html>

2005年版：<http://tokyo.usembassy.gov/j/p/tpj-j20050603-50.html>

2008年版：<http://tokyo.usembassy.gov/j/p/tpj-20080604-50.html>

2009年版：<http://tokyo.usembassy.gov/j/p/tpj-20090616-79.html>

人身取引行動計画

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/041207keikaku.html>

「日本における人身取引対策の現状と課題」（国立国会図書館「調査と報道」第485号）

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0485.pdf>

「日本における性的搾取を目的とした人身取引」（ILO 日本事務局）

http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/downloads/trafficking_report.pdf

「特集 諸外国における人身取引に関する立法動向」（国立国会図書館「外国の立法」第220号）

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legislation2004.html>

卒業旅行には、フィリピンでの ボランティア活動を選択

神田 歩

前号に引き続きインターンの神田歩です（センターに来た際には気軽に“きゃんでい〜”と呼んでくださいね！）。

市民社会創造ファンドというNPOのインターンシッププログラムでFICECに来てから、早いもので半年が経ちました。初めてセンターを訪れたのは去年の7月でした。英語もろくに話せないし、在日外国人の抱える問題なんて今まで一度も考えたことのなかった私に、生活相談の電話なんて取れるのだろうかと心配しながら、センターに通されたことを昨日のこのように思い出します。活動を始めた当初、センターで会う外国人に「あ、ガイジンだ！英語で話しかけられたらどうしよう…」なんて少しドキドキしていたのに、今では上福岡周辺をセンターの自転車で走っていると、1、2人は周辺に住む外国人に会い「キャンディー！」と声を掛けてもらえ、お友達も出来ました。センターでは、たくさんの素敵な出会いに恵まれ毎日充実した生活を送っています。

しかし、楽しいことばかりではありません。センターに相談をしに来る外国人の約半数がフィリピンの方です。センターに1日いると、必ずといっていいほどフィリピン人女性に会います。もちろん皆さんがセンターを訪れる理由は様々で、スタッフとお喋りをしに来たり、母語の手料理を振る舞ってくれたりする方もいますが、私が関わった多くのフィリピン人女性は、日本人夫からのDV相談やオーバーステイの相談など深刻な問題を抱えているケースが多いのです。

そんな彼女たちに共通しているのは、様々な困難にぶち当たっても日本にいたいという

こと。日本で唯一自分の味方だった夫から裏切られ、頼れる人が誰一人いなくても、彼女たちは自国フィリピンに帰る選択をしようとはしません。私はそんな相談を受けながらも、彼女たちの行動を理解することが出来ませんでした。

しかし、センターで様々な国籍の人たちと活動をするうちに今まで自分のものさしでしか物を見ていなかったのではないかと考えるようになりました。

私は今大学4年生で、今春から企業に就職を控えているのですが、学生最後の春休みを今しかできないことをして有意義に過ごしたいと考えていました。そこで、今までどうしても理解できなかったフィリピンという国を自分の目で見ようと、3週間、フィリピンのオロンガポ市というところで盲ろう学校で寝泊りをしながら、ストリートチルドレンのサポートボランティアをしに行くことにしました。

センターに出会うまで「卒業旅行はヨーロッパ」なんて言っていたのが、ここまで変わるかと周囲もビックリしていますが、私の変化はフィリピンから戻ってからだと自分では思っています。



「永住ビザ」とは 申請のための三つの条件

藤林 美穂

日本で暮らす外国籍の人たちと話していて、しばしば出てくる話題が「永住ビザ」です。日本に暮らす以上「永住」の在留資格がほしい、という彼らの気持ちの強さは、日本人の想像以上のものがあります。「永住者」の在留資格になると、定期的に入国管理局に行かなくてすみますし（再入国許可などの手続は必要ですが）、一般的にも「日本に定着した」とみなされるので、たとえば住宅ローンなども組めるようになります。みんながほしがる永住ビザ、でもその取得のためには越えなければならない三つの壁があります。まず永住を申請するためには、その前の3年間、きちんと税金を納めていた、現在も定収がある、ということを書類で証明しなければなりません。自分で生活を支えるだけの収入がなければ認められないので、生活保護を受けている場合は申請できないのです。

また、原則として10年以上日本に在住、しかもひとつの在留資格で連続して5年以上滞在しており（短期的な里帰り帰国はOK）、現在持っている在留資格が「3年」の在留期間であることが求められます。申請の条件が整うまで、文字通り指折り数えて待っている人は多いです。

さらにもう一つの壁は、外国人泣かせのシステム「身元保証人」です。永住申請の際には日本人か永住外国人に身元保証人になってもらい、さらに保証人の納税証明書や戸籍謄本などを提出することが求められているのです。ちなみに「保証人」と聞くと私たちはすぐ借金の保証人を連想してとっさに引いてしまいますが、外国人の在留に関する身元保証人は、その外国人が日本に定着している証拠を示すということで、外国人に何かあった場合もその責任を保証人が問われるということはありません。「身元保証書」には

「生活費や帰国費用を負担する」などと書いてあるので、いやーな感じがしますが、これによって後からお金を請求される、ということはありません。もし親しくしている外国人から保証人を頼まれた時には、「借金の保証人とは違う」ということを思い出して下さい。

ところで、この三つの壁、日本人あるいは永住者と結婚している人（あるいは永住者の子）の場合は大幅に緩和されています。まず、滞在年数は、結婚・同居して3年以上、日本に住んで1年以上で申請可能です。収入や保証人の要件についても、収入のある日本人配偶者（永住者である配偶者・親）がいれば、頭を悩まさなくてもよいわけです。また、「定住者」の場合も、引き続き5年以上滞在していて「3年」の在留期間があれば申請できます（納税証明や保証人は必要）。

さらに、両親のどちらかが「永住者」である場合、その子どもは生まれたときから「永住者」です（みんなにうらやましがられます）。日本に外国人が大勢来るようになったのは1980年代ですが、その世代が40代、50代になり、その子である「2世」の人たちが出産期を迎えている今、この「生まれた時から永住者」の子どもたちも増えてきています。

筆者紹介

10年あまりNGOで働いた後、フィリピン人支援グループでボランティアしたり写真の勉強をしたりしつつ昨年行政書士として開業、これから外国人のビザ取得などの仕事を中心にやっていきたいと思っています。どうぞよろしく。

ライフ行政書士事務所

<http://officelife.sakura.ne.jp/>

<http://shigotonichiroku.sblo.jp/>

センターの活動をご支援ください
会員・賛助会員・寄付のご案内

活動を担う会員.....正会員

正会員は、スタッフなどとして活動を担っていただく会員です。この会員は、総会などでの議決権をもちます。

年会費：個人1口3,000円、団体1口10,000円

センターを財政的に支える会員.....賛助会員

賛助会員は、センターを財政的に支えていただく会員です。総会等での議決権はありませんが、センターのイベントなどのご案内や、機関誌をお送りいたします。

年会費：個人1口3,000円、団体1口10,000円

会員、賛助会員にはこの機関紙をお送りします

郵便振替口座：00110-0-369511
 口座名：ふじみの国際交流センター

ご寄付をいただいた方々

ご支援ありがとうございます

2008年4月～（50音順・敬称略）
 (株)オムテック 尾高昇 太田原裕 小原
 富明 葛西敦子 加藤久美子 金子忠弘
 金子康子 国際ソロプチミスト埼玉 後
 藤泰博 駒形一夫 斉藤彩子 穴戸フミ
 エ 菅山修二 鈴木譲二 立麻医院 曹
 圻 寺村仁 中嶋恵津子 西山正浩 萩
 原千代子 東入間地区遊技業防犯協力
 会 (株)マイカル大井サティ 馮雪蘭 百
 瀬滉 柳原国江 (有)矢野住研 吉田純
 ー ワン・シーウェン

たくさんのご寄付に御礼申し上げます

民設民営で、「在日外国人の自立の支援と共生の街づくり」を目指して、ふじみの国際交流センターが活動を始めて10年以上になります。その間、大勢の皆様から多大なご寄付をいただきました。「頑張ってるね。応援してますよ」と言って下さる声が聞こえてきます。私たちは、活動資金と一緒に大きなエネルギーもいただいています。何とお礼を言ってもいいかわかりません。

受益者負担が不可能な私たちのNPO活動は、皆様からいただいたご寄付によって成り立っています。これからも、皆で力を合わせ、まじめに地道に活動を続けてまいります。今後もお支援いただくよう、お願い申し上げます。本当にありがとうございました。

ふじみの国際交流センター（FICEC）一同

サービス料金表

ふじみの国際交流センターでは、センターの設備や、会員・スタッフの技能により、様々なサービスを行っております。ぜひ、ご利用ください。

種別	料金	対象
印刷機	マスター（製版代） 1枚100円 印刷代1枚1円	市民団体 個人
コピー機	1枚10円	
製本機	A4判1冊50円	
折り機	無料	

種別	内容	料金
講師派遣	国際理解教育	3,000円 + 交通費
	外国料理教室	5,000円（材料費別途）
	語学教室	内容・予算に応じて相談
企画・運営	国際交流・国際理解に関するイベントや研修の企画・運営等	
編集・出版 ホームページ	多言語による情報誌・ガイドブック、 ホームページの制作	1枚5,000円
	日本語によるチラシデザイン（A4判）	
翻訳	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ロシア語、ベトナム語	婚姻関係、ビザ申請、履歴書 A4判1頁、40字・30行 1枚1,000円
	その他の文書	A4判1頁、40字・20行 1枚3,000円より
通訳	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ロシア語、ベトナム語、シンハラ語	半日5,000円 + 交通費

特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター

〒356-0004 埼玉県ふじみ野市上福岡5-4-25
 Tel：049-256-4290 Fax：049-256-4291
 生活相談専用電話：049-269-6450

ボランティア活動に、ご参加ください

ふじみの国際交流センターでは、日本語指導をはじめ、外国籍市民との交流・手助けをするボランティアを募っています。ぜひ、電話またはホームページから、お気軽にご連絡ください。